

市税、保険料の徴収猶予制度等

令和2年3月25日現在

● 市税

制度の名称	個人市府民税の軽減・免除													
支援の内容 活用できる方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、個人市府民税の納付が困難であると認められる場合には、申請により軽減、免除を行います。</p> <p>【個人市府民税の軽減、免除】</p> <p>○次のすべての事由に該当する方</p> <p>①廃業若しくは休業、又は失業若しくは疾病等により納税が著しく困難な方</p> <p>②令和2年中の合計所得金額の見積額が、前年中の合計所得金額の10分の2以上減少する方</p> <p>③前年中の合計所得金額が600万円以下の方</p> <p><u>※適用には収入・資産状況等の審査があり、申請によって必ず適用されるものではありません。</u></p> <p>○軽減又は免除の割合</p> <table border="1" data-bbox="347 1039 1428 1525"> <thead> <tr> <th>合計所得金額の見積額の減少の程度</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年中の合計所得金額の10分の10であるとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前年中の合計所得金額の10分の8以上10分の10未満であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>前年中の合計所得金額の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>前年中の合計所得金額の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>前年中の合計所得金額の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額の見積額の減少の程度	軽減又は免除の割合	前年中の合計所得金額の10分の10であるとき	全額	前年中の合計所得金額の10分の8以上10分の10未満であるとき	10分の8	前年中の合計所得金額の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の6	前年中の合計所得金額の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の4	前年中の合計所得金額の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の2
合計所得金額の見積額の減少の程度	軽減又は免除の割合													
前年中の合計所得金額の10分の10であるとき	全額													
前年中の合計所得金額の10分の8以上10分の10未満であるとき	10分の8													
前年中の合計所得金額の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の6													
前年中の合計所得金額の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の4													
前年中の合計所得金額の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の2													
必要なもの	<p>①市税減免申請書 ②預金残高判定用紙 ③同意書(収入、資産の調査に係る同意書) ④雇用保険受給者証の写し又は休廃業等の事実を証する書類(廃業届、決算書など) ⑤令和2年中の収入見積額のわかる書類</p>													
申請の期限	<p>減免を受けようとする納期の納期限</p>													
問い合わせ	<p>財務部 税務課 市民税係 【TEL：24-7024】</p>													

● 市税

<p>制度の名称</p>	<p>市税の徴収猶予、換価の猶予</p>
<p>支援の内容 活用できる方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、市税の納付が困難であると認められる場合には、申請により徴収の猶予又は換価の猶予を行います。</p> <p>【市税の徴収猶予】 次に掲げる要件のいずれかに該当し、市税を一時に納付することが困難な場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収猶予が認められる場合があります。</p> <p>○猶予が認められると・・・</p> <p>①猶予期間中は新たな督促、差押え及び既に差押えを受けている財産の売却はされません。</p> <p>②徴収猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。</p> <p>○次のいずれかの事由に該当する方</p> <p>①災害により財産に相当な損失が生じた場合 (例)新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p> <p>②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 (例)納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合</p> <p>③事業を廃止し、又は休止した場合 (例)納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合</p> <p>④事業に著しい損失を受けた場合 (例)納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</p> <p>※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。</p> <p>【換価の猶予】 滞納者について、市税を一時に納付することが困難な場合は、申請による換価の猶予制度があります。京都地方税機構中丹地方事務所(電話0773-56-0340)にご相談ください。</p>
<p>必要なもの</p>	<p>【徴収猶予】</p> <p>① 徴収猶予申請書 ②財産収支明細書 ③担保の提供に関する書類(猶予する税額が100万円を超えかつ猶予期間が3か月を超える猶予の場合)</p> <p>④休廃業等の事実を証する書類</p>
<p>申請の期限</p>	<p>申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。(ただし、換価の猶予については納期限から6か月以内)</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>財務部 税務課 市民税係 【TEL：24-7024】 資産税係 【TEL：24-7025】</p>

● 国民健康保険料

<p>制度の名称</p>	<p>国民健康保険料の減免、徴収猶予</p>														
<p>支援の内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、国民健康保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて国民健康保険料の減免又は徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減免期間 申し出から当該年度末まで ○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ半分以下となる見込みのとき ○減免割合 <table border="1" data-bbox="443 701 1136 1003"> <thead> <tr> <th>所得減少割合</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10割</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>9割以上</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>8割以上</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>7割以上</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>6割以上</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>5割以上</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、前年度所得額が200万円＋（33万円×被保険者数）を超える世帯については減免が適用されません。 （徴収猶予は該当する場合があります）</p> <p>【保険料の徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○猶予期間 申し出から6か月 ○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき <p>※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p> <p>【換価の猶予】</p> <p>滞納者について、保険料を一時に納付することが困難な場合は、申請による換価の猶予制度があります。京都地方税機構中丹事務所（電話0773-56-0340）にご相談ください。</p>	所得減少割合	減免割合	10割	8割	9割以上	7割	8割以上	6割	7割以上	5割	6割以上	4割	5割以上	3割
所得減少割合	減免割合														
10割	8割														
9割以上	7割														
8割以上	6割														
7割以上	5割														
6割以上	4割														
5割以上	3割														
<p>活用できる方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した国民健康保険被保険者</p>														
<p>必要なもの</p>	<p>①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し</p>														
<p>申請の期限</p>	<p>【保険料の減免】 減免を受けようとする納期の納期限 【保険料の徴収猶予】 猶予を受けようとする納期の納期限</p>														
<p>問い合わせ</p>	<p>市民総務部 保険年金課 国保係【TEL：24-7019、24-7015】</p>														

● 後期高齢者医療保険料

<p>制度の名称</p>	<p>後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予</p>
<p>支援の内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、後期高齢者医療保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて後期高齢者医療保険料の減免又は徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減免期間 申し出から当該年度末まで ○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ半分以下となる見込みの場合で、前年中の基礎控除後の総所得金額等の世帯合算額が600万円以下であるとき <p>【保険料の徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○猶予期間 申し出から6か月 ○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき ※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。
<p>活用できる方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した後期高齢者医療被保険者</p>
<p>必要なもの</p>	<p>①申請書 ②収入減少の理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等) ③収入等を証明する書類 ④被保険者証</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>市民総務部 保険年金課 高齢者医療係【TEL：24-7018】</p>

● 介護保険料

<p>制度の名称</p>	<p>介護保険料の減免・徴収猶予</p>								
<p>支援の内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、65歳以上の被保険者が介護保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて介護保険料の減免又は徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減免期間 申し出から当該年度末まで ○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ半分以下となる見込みのとき ○減免後の額 <table border="1" data-bbox="456 698 967 1032"> <thead> <tr> <th>介護保険 所得段階区分</th> <th>減免後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2段階</td> <td rowspan="3">35,900 円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> </tr> <tr> <td>第5段階以上</td> <td>当該保険料の5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保険料の徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○猶予期間 申し出から6か月以内 ○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得が前年に比べ減少となる見込みのとき ※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。 	介護保険 所得段階区分	減免後の額	第2段階	35,900 円	第3段階	第4段階	第5段階以上	当該保険料の5割
介護保険 所得段階区分	減免後の額								
第2段階	35,900 円								
第3段階									
第4段階									
第5段階以上	当該保険料の5割								
<p>活用できる方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等で収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方 ※令和3年3月末までに65歳を迎える方も対象となります。</p>								
<p>必要なもの</p>	<p>①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等） ③収入等を証明する書類</p>								
<p>申請の期限</p>	<p>【保険料の減免】 減免を受けようとする納期の納期限 【保険料の徴収猶予】 猶予を受けようとする納期の納期限</p>								
<p>問い合わせ</p>	<p>福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係【TEL：24-7013】</p>								

上下水道料金の納付猶予制度

令和2年3月25日現在

● 上下水道料金

制度の名称	上下水道料金の納付猶予
支援の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、上下水道料金の納付が困難になったとき、申請により料金の納付を猶予します。</p> <p>○猶予期間 申請日から1年以内</p> <p>※猶予中の納付方法としては、期限を待っての一括納付、猶予期間中の分割納付等の方法があります。 詳細はご相談のうえで決定しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>※納付猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p>
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した上下水道の利用者
必要なもの	①所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等)又は所得が減少していることを確認できる書類(預金通帳のコピーや数か月分の給与明細等)
申請の期限	申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
問い合わせ	上下水道部 上下水道お客様センター【TEL：22-6500】